

**デジタル活用による野犬対策強化事業に係る遠隔捕獲システムの作製業務
公募型プロポーザル応募要領**

1 目的

本要領は、「デジタル活用による野犬対策強化事業に係る遠隔捕獲システムの作製業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

(1) 業務の名称

デジタル活用による野犬対策強化事業に係る遠隔捕獲システムの作製業務

(2) 業務内容

野犬による被害や苦情が多い本県の課題解決に向けて、野犬の捕獲効率の向上を図るため、捕獲檻を使用した遠隔捕獲システムを作製する（詳細は、別添「デジタル活用による野犬対策強化事業に係る遠隔捕獲システムの作製業務委託仕様書」のとおり）。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

(4) 委託限度額

8,786,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（注）限度額を超えている提案は、最優秀提案者とししない。

3 提案への参加要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類の第1希望が「06 コンピュータサービス」、小分類の第1優先順位が「01 システムの設計・開発」の登録があり、業務委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 本店又は支店、営業所を山口県内に有していること。
- (4) この手続の開始日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 提案への参加表明

この要領に基づく提案に参加を表明する場合は、別紙1「提案参加意向確認書」を令和6年11月22日（金）午後5時まで（必着）に、山口県環境生活部生活衛生課宛、持参、郵送又はFAXにより提出すること（郵送、FAXの場合は、念のため電話により参加意向を伝えること）。

【提出先】 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁本庁舎2階

山口県 環境生活部 生活衛生課 乳肉衛生・動物愛護班 宛

TEL：083-933-2871 FAX：083-933-3079

5 提案書等

提案は、次の書類を作成し、提出するものとする。

(1) 提案書

- ア 体裁 任意（原則A4縦長横書）、表紙・目次を除き30ページ以下とする。
- イ 提出部数 6部
- ウ 内容

形式は自由であるが、次の項目については必ず記入すること。

実施体制	・業務の実施に関する体制（組織、人数） ・担当予定者氏名、経歴
業務スケジュール	・業務に関するスケジュール
作製するシステムの概要	・仕様書「5 業務内容（1）野犬の遠隔捕獲システムの作製（エ）その他」の各項目について

※企画提案書は、選定業者を決定するためのものであり、実施に当たっては、選定業者の提案をもとにして、県と協議を行い、実施計画を決定することになります。

(2) 委託業務の概算見積書

- ア 体裁 任意（ただし、人件費、その他経費を区分すること）
※消費税及び地方消費税の額を含む。
- イ 提出部数 正本1部
※別に副本6部を（1）の提案書の最終ページに添付すること。

(3) 参考資料

- ア 体裁 任意（原則A4版）
- イ 提出部数 6部
- ウ 内容
 - (ア) 提案者の概要（「会社案内」等で代用可）
 - (イ) 類似の業務に係る事業実績

6 提案書の提出方法及び提出期限

提案書等は、社名、所在地、電話番号を明記の上、令和6年11月29日（金）午後5時まで（必着）に、山口県環境生活部生活衛生課宛、持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は書留とすること）。

【提出先】〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁本庁舎2階
山口県 環境生活部 生活衛生課 乳肉衛生・動物愛護班 宛
TEL：083-933-2871

7 書類審査の実施

提案書の書類審査（プレゼンテーションなし）を次のとおり実施する。

なお、提案参加者が1社であっても本プロポーザルは成立するものとし、審査を行う。

- ・実施予定日 令和6年12月上旬頃

8 選定結果の通知

提案の選定結果は、提案者全員に対して、後日文書により通知する。

9 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は、提案者の負担とする。

10 提案書の返還

この要領に基づき提出された提案書については返還しない。

11 質問と回答

この要領に関する質問等は、別紙2「質問書」により令和6年11月15日(金)午後5時まで(必着)に、山口県環境生活部生活衛生課宛、持参、郵送又はFAXにより提出すること(郵送、FAXの場合は、念のため担当に電話により送付した旨を伝えること)。

回答は個別の質問の場合を除き、本提案への参加表明をした者全員に対して行う。
なお、当該回答文書は、この要領を追加又は修正したものとして扱う。

12 審査基準

提案書は、次の審査基準に基づき、厳正な審査を実施する。

【審査基準】

審査項目	審査事項		配点
提案内容	(1) 遠隔捕獲システムの機能等について	仕様書に記載されている機能を十分に満たしているか。	30
		操作性、堅牢性、耐久性に優れているか。	10
		運搬、着脱、清掃が容易か。	10
		管理者が所持する端末からの操作が容易か。	10
	(2) ランニングコストについて	通信費及び保守費は適切か。	10
業務体制等	業務に対応した経験と能力を有する職員が従事可能か。	10	
	関連業務の実績があるなど、十分なノウハウを有しているか。	10	
	業務スケジュールは適切か。	10	
合計			100